

特定給食施設等における 栄養管理の手引き

令和7年3月
山 口 県

目 次

1	給食の目的と給食施設等の役割 -----	1
	・給食の目的	
	・給食施設等の役割	
2	給食施設の定義と分類 -----	3
	・給食施設の定義	
	・食数による分類	
	・施設種類による分類	
3	給食施設の届出及び報告 -----	6
	・給食施設の届出・報告書の提出について	
	・届出の種類	
	・届出記入方法	
	・給食施設の報告	
4	管理栄養士・栄養士の配置について -----	12
	・管理栄養士・栄養士の配置の意義	
	・管理栄養士・栄養士の配置について	
	管理栄養士を配置しなければならない施設	
	栄養士又は管理栄養士を置くように努めなくてはならない施設	
	・管理栄養士を配置しなければならない施設の指定について	
5	栄養管理の基準 -----	15
	・健康増進法で定められた栄養管理の基準	
	・栄養管理の流れ	
6	健康増進法に係る義務違反について -----	20
	・給食施設の届出義務に違反した場合	
	・栄養管理基準に違反した場合	
	・管理栄養士の配置義務に違反した場合	
7	栄養指導員による給食施設指導・支援 -----	21
	・個別指導・支援	
	・集団指導・支援	
8	衛生管理について -----	22
9	危機管理 食中毒・感染症発生時や災害時への備えについて -----	23
10	お問い合わせ先 -----	24
	参考資料 -----	25

1 給食の目的と給食施設等の役割

「給食」とは、病院、福祉施設、学校、事業所などにおいて、それぞれの施設を利用する特定の人に対して継続的に提供する食事をいいます。

利用者は、毎日の食事を同じところで継続して摂るため、そこで提供される食事の内容やその環境は、利用者の健康の維持・増進や栄養状態に大きく影響します。そのため、給食施設は一般の飲食店営業とは区別して扱われています。

【給食の目的】

給食は、利用者の栄養状態の改善及び健康の維持・増進及び生活の質の向上を目的として実施します。また、給食施設は、適切な栄養管理を行うことにより、利用者への生活習慣病予防や健康増進等を支援していく役割も求められています。

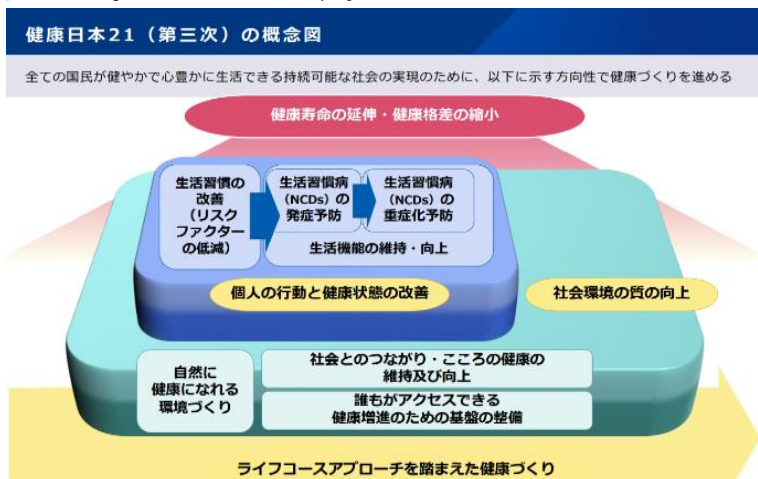
利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施していくにあたっては、近年の健康課題から生活習慣病の発症予防や重症化予防の観点をもって、栄養管理を実施していくことが必要です。

【給食施設等の役割】

健康日本21（第三次）及び健康やまぐち 21 計画（第3次）では、健康寿命の延伸・健康格差の縮小のために、社会環境の質の向上の一つとして「誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備」において、「利用者に応じた食事提供をしている特定給食施設の増加」が目標に定められています。

例えば、職場で提供される食事や栄養管理（提供する食事の量及び質、栄養成分表示などの利用者の食事選択のための情報提供や栄養教育）の改善により、野菜や果物の摂取量の増加、食事の改善、肥満などの健康状態の改善に寄与することが報告されています。また、職場における食環境整備等の介入が、野菜摂取量の増加、食塩摂取量の減少、体重コントロール、メタボリックシンドロームの改善に寄与することが報告されています。

よって、給食施設には、提供される食事の量及び質の改善等を図り、利用者の健康の維持・増進に寄与することが求められています。



(引用)【健康日本21(第三次)について～栄養・食生活関連を中心に～】厚生労働省健康局健康課栄養指導室

施設の種類や規模によって遵守しなければならない法や規則等は異なります。

しかし、給食施設の種類や規模に関わらず、共通の目的として「利用者の健康の維持・増進及び生活の質の向上」が挙げられます。

そのため、単なる食事の提供だけではなく、①利用者の栄養管理、②利用者の嗜好等を考慮した食事の提供、③利用者に対する栄養に関する情報の提供、④書類の整備、⑤衛生管理、⑥災害等への備え が求められます。

病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、社会福祉施設等

主に医学的な栄養管理を個々人に実施するこのような施設では、管理栄養士がより高度な栄養の管理を実践するほか、チーム医療や多職種協働によりケアの質を向上させ、利用者の栄養状態の改善や重症化予防を図ることが求められます。

学校、児童福祉施設、事業所、寄宿舍、自衛隊等

主に健康増進を目的とした給食を提供するこのような施設では、利用者の状況に配慮し、食事の量や質を考えた給食を実施するとともに、その栄養成分の表示や栄養教育を合わせて行うことで、個人の行動変容を支援し、生活習慣病の発症予防をすることが期待されます。

2 給食施設の定義と分類

【給食施設の定義】

給食施設とは、特定※1かつ多数の者に対して継続的※2に食事を供給する施設をいいます。

施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受けるものに一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約をしている場合も、給食施設に該当します。

山口県では、特定かつ多数の者に対して継続的に供給する食事の数(食数※3)や施設種類により、次のとおり分類します。

【食数による分類】

特定給食施設(健康増進法第20条第1項に定める施設)

1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

その他の給食施設

1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設

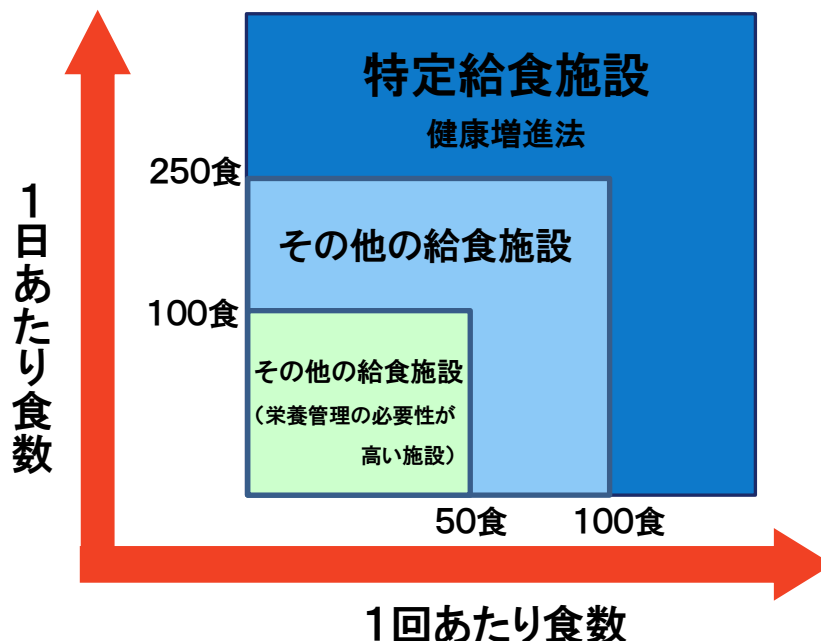
* 但し、1回50食未満又は1日100食未満の食事を供給する施設であっても、栄養管理の必要性が高い施設※4については、指導・支援の対象とする。

※1 特定:必ずしも同一人に限らず、特定される対象者(例:児童生徒、患者、社会福祉施設利用(入所)者、事業所従業員等)をいう

※2 継続的:週3日以上かつ1ヶ月以上継続している

※3 食数:別表「施設種類による分類」(P. 4~5)に記載の「提供する食事の総数」とする。おやつや間食、検食、保存食、軽食、職員食は含みません。ただし、学校のみ、職員食を食数に含みます。

※4 給食に関して、保健所の役割が関係法規・通知等にて位置付けられている施設(老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法に規定する施設)を指す。



【別表】施設種類による分類

①主に医学的な栄養管理を個々人に実施する施設

区分	法的根拠	該当施設	提供する 食事の総数
病院	医療法第一条の五第1項に規定する病院		許可病床数
介護老人 保健施設	介護保険法第八条第28項に規定する介護老人保健施設		定員数
介護医療 院	介護保険法第八条第29項に規定する介護医療院		
老人福祉 施設	老人福祉法第五条の三に規定する施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム(ケアハウス) 老人福祉センター 老人介護支援センター	
社会福祉 施設	生活保護法第三十八条に規定する保護施設	救護施設 医療保護施設	
	身体障害者福祉法第五条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 視聴覚障害者情報提供施設	
	売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設		
	障害者総合支援法第五条に規定する障害福祉サービス事業に関するもの	療養介護事業所 生活介護事業所(通所) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援事業所(A型・B型) 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所(グループホーム)	
	障害者総合支援法第五条第11項に規定する障害者支援施設(施設入所支援)		
	障害者総合支援法第五条第27項に規定する地域活動支援センター		
	障害者総合支援法第五条第28項に規定する福祉ホーム		

②主に健康増進を目的とする施設

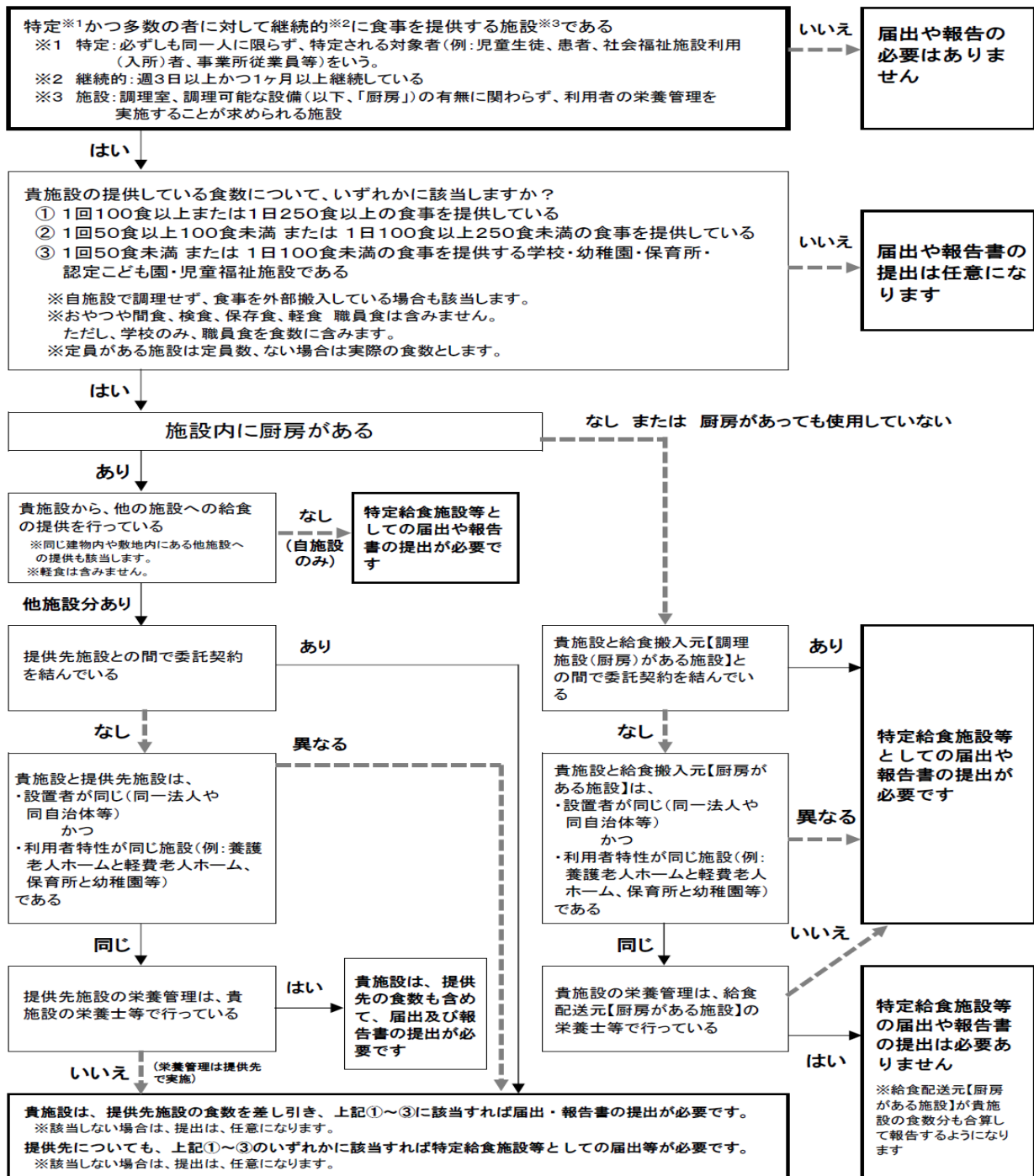
区分	法的根拠	該当施設	提供する食事の総数
学校	学校教育法第一条に規定する学校	幼稚園	定員数
		小学校 中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 高等専門学校	在籍者数 (児童・生徒＋職員)
		学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校	
		学校教育法第一百三十四条第1項に規定する各種学校	
	学校給食法第六条に規定する学校給食共同調理場		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第6項に規定する認定こども園	幼稚園型認定こども園	定員数	
児童福祉施設	児童福祉法第七条第1項に規定する施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター	定員数
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第6項に規定する認定こども園	保育型認定こども園 地方裁量型認定こども園	
事業所	労働基準法別表1に規定する事業所又は事務所		利用者数
寄宿舍	学生又は労働者を寄宿させる施設		定員数
矯正施設	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第三条に規定する刑事施設	刑務所 少年刑務所 拘置所	
	少年院法第四条に規定する少年院 少年鑑別所法第三条に規定する少年鑑別所		
自衛隊	自衛隊法第二条に規定する施設	自衛隊	隊員数
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を提供する施設であって、「病院」から「事業所」までに該当しないもの		利用者数
その他	「病院」から「一般給食センター」までに属さない施設		定員数又は利用者数

3 給食施設の届出及び報告

給食施設の届出や報告書の提出に関する取扱いについては、下記のフロー図を参考に確認してください。

【給食施設の届出・報告書の提出について】

※学校給食共同調理場や一般給食センターは、提供先の食数に関わらず自施設の食数に基づき届出・報告をしてください。



【届出の種類】

給食を開始する場合や届出内容に変更があった場合は、特定給食施設等の設置者は、届出が必要となります。すべての届出書は、原則1か月以内に提出してください。

ここでは、健康増進法及び山口県健康増進法施行細則に基づく届出等について説明しますが、その他食品衛生法や施設の種類による法律等により届出が必要な場合がありますので、関係機関等にお問い合わせください。

内 容	種 類	根 拠 法 令
給食施設の設置 * 給食を開始する場合	特定給食施設設置届 (別記第1号様式)	健康増進法第20条第1項 健康増進法施行細則第2条
給食施設の届出事項の変更 * 届出内容に変更があった場合(施設名称、所在地、設置者名、給食運営方法等)	特定給食施設届出事項 変更届 (別記第2号様式)	健康増進法第20条第2項 健康増進法施行細則第3条
給食施設の事業の休止、 廃止 * 給食を休止(おおむね1か月以上)する場合 * 給食を廃止する場合 注) 休止の場合は、再開時に再開届の提出が必要	特定給食施設事業休止 ・廃止届 (別記第3号様式)	健康増進法第20条第2項 健康増進法施行細則第3条
給食施設の事業の再開 * 休止していた給食を再開する場合	特定給食施設事業再開届 (別記第4号様式)	健康増進法第20条第2項 健康増進法施行細則第4条

届出に関する様式は、ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/19176.html>

または、

【届出記入方法】

○設置届

届出日
給食開始から1か月以内に提出

第1号様式(第2条関係)

特 定 給 食 施 設 設 置 届

年 月 日

保健所長 様

届出者は設置者としてください。

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり特定給食施設を設置したので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

記

「種類」は、該当する番号に○をする。1～7に該当しないものは、8その他に○をし、記載する。

名 称										
種 類	1 病院 2 介護老人保健施設 3 学校 4 保育所 5 児童福祉施設(保育所を除く。) 6 社会福祉施設(児童福祉施設を除く。) 7 事業所 8 その他()									
所 在 地										
設置者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)										
開始日又は開始予定日	年 月 日									
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	朝 食	昼 食	夕 食	そ の 他	計					
	食	食	食	食	食					
運 営 方 法	1 直営 2 委託 3 一部委託									
給食従事者数	区 分	管 理 栄 養 士	栄 養 士	調 理 師	調 理 員	事 務 職 員	そ の 他	計		
		常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人
	設置者	非 常 勤								
		受託者	常 勤							
非 常 勤										

「委託」は、給食運営全て委託している場合。「一部委託」は、献立作成や調理作業等の一部のみを委託している場合。

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「種類」欄及び「運営方法」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

○変更届

第2号様式(第3条関係)

特定給食施設届出事項変更届

届出日
変更から1か月以内に提出

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

届出者は設置者としてください。

下記のとおり特定給食施設の届出事項を変更したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

記

名 称	
種 類	1 病院 2 介護老人保健施設 3 学校 4 保育所 5 児童福祉施設(保育所を除く。) 6 社会福祉施設(児童福祉施設を除く。) 7 事業所 8 その他()
所 在 地	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	1 給食施設の名称及び所在地 2 給食施設の設置者の氏名及び住所(法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 3 給食施設の種類 4 給食の開始日又は開始予定日 5 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数 6 管理栄養士及び栄養士の員数
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	

「種類」は、該当する番号に○をする。1～7に該当しないものは、8その他に○をし、記載する。

該当する項目に○をつける。

定員数がある場合に限り予定給食数の変更があれば届出を提出する。

管理栄養士及び栄養士の員数は従事者に変更があつても員数に変更なければ提出不要。

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「種類」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

○休止・廃止届

第3号様式(第3条関係)

廃止か休止か該当する方を○で囲む

特定給食施設事業 休止 届
廃止

届出日
休止または廃止から1か月以内に提出

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
 届出者 住 所
 氏 名
 (電話 局 番)

届出者は設置者としてください。

下記のとおり特定給食施設の事業を 休止 廃止 したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

記

名 称	
種 類	1 病院 2 介護老人保健施設 3 学校 4 保育所 5 児童福祉施設(保育所を除く。) 6 社会福祉施設(児童福祉施設を除く。) 7 事業所 8 その他()
所 在 地	
休 止 廃 止 年 月 日	年 月 日
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
休 止 廃 止 の 理 由	

「種類」は、該当する番号に○をする。1～7に該当しないものは、8その他に○をし、記載する。

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

○再開届

第4号様式(第4条関係)

特定給食施設事業再開届

届出日
再開から1か月以内に提出

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

届出者は設置者としてください。

届出者 住 所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり特定給食施設の事業を再開したので、健康増進法施行細則第4条の規定により届け出ます。

記

名 称	
種 類	1 病院 2 介護老人保健施設 3 学校 4 保育所 5 児童福祉施設(保育所を除く。) 6 社会福祉施設(児童福祉施設を除く。) 7 事業所 8 その他()
所 在 地	
再 開 年 月 日	年 月 日

「種類」は、該当する番号に○をする。1～7に該当しないものは、8その他に○をし、記載する。

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

【給食施設の報告】(特定給食施設等栄養管理状況報告書)

山口県では、給食施設における給食運営及び栄養管理等の状況を把握するため、年1回報告書の提出を求めています。(山口県特定給食施設等指導実施要領第5条)

報告書様式は、ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/19176.html>

4 管理栄養士・栄養士の配置について

【管理栄養士・栄養士の配置の意義】

給食施設で提供される食事は、利用者の健康の保持・増進を担うものであり、特に、生活習慣病の予防及び重症化予防のため、利用者の状況に応じた食事内容であることが重要です。

利用者が安心しておいしく食べられる食事を提供するには、栄養管理、給食管理の専門職である管理栄養士・栄養士が、利用者の健康・栄養状態の改善を目的として、その特性に合わせた栄養計画、食事計画に基づき食事の品質管理を実施していくことと、提供した内容が利用者にとって適切な内容であったかどうかを他職種と連携しながら評価し、次の栄養計画、食事計画の改善につなげていくことが必要です。このようなPDCAサイクルに沿った栄養管理、給食管理が実施できる体制を確保することが必要です。

【管理栄養士・栄養士の配置について】

健康増進法や関連法令、規則等により、管理栄養士・栄養士の配置について、義務又は努力義務が規定されている給食施設があります。また、管理栄養士の配置義務のある施設で、管理栄養士の配置がない場合は、健康増進法により義務違反として罰則の対象となります。

特定給食施設で特別な栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定め、山口県知事が指定する施設の設置者は、当該特定給食施設に常勤の管理栄養士を配置しなければなりません。(健康増進法第 21 条第 1 項、健康増進法施行規則第 7 条)

管理栄養士・栄養士の配置に関する食数規定は、別表(P.14)を参考にしてください。

なお、健康増進法以外の法律で、管理栄養士・栄養士の配置が定められている場合があるため、各施設の関連法規についても併せて確認し、適切に配置する必要があります。

＜管理栄養士を置かなければならない施設＞

特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する施設

(健康増進法第 21 条第 1 項、健康増進法施行規則第 7 条)

ア 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の食事を供給するもの

イ 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に 1 回 500 食以上又は 1 日 1500 食以上の食事を供給するもの

上記に該当する施設の設置者は、当該施設に管理栄養士を配置し、管理栄養士による栄養管理を行わなくてはなりません。

<栄養士又は管理栄養士を置くように努めなくてはならない施設>

上記ア、イ以外の特定給食施設 (健康増進法第 21 条第 2 項)

上記ア、イ以外の特定給食施設の設置者は、当該施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなくてはなりません。

このうち、継続的に 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の食事を供給する施設の設置者は、栄養士のうち少なくとも 1 人は管理栄養士であるように努めなくてはなりません。(健康増進法施行規則第 8 条)

【管理栄養士を配置しなければならない施設の指定について】

県では上記ア、イに合致する施設であるか必要な調査を行い、該当する場合は、当該施設の設置者に「管理栄養士必置指定通知書」を交付します。

当該施設に管理栄養士が配置されていない場合には、設置者は、配置計画を作成し、計画に基づき管理栄養士を配置しなければなりません。

別表 管理栄養士・栄養士の配置基準

区分	該当施設	管理栄養士 必置 【配置義務】 ※罰則対象	管理栄養士・ 栄養士の配置 【努力義務】
病院	病院	許可病床数 300床以上	【管理栄養士又は 栄養士】 1回100食以上又は 1日250食以上の 施設は管理栄養 士又は栄養士を配 置するよう努める
介護老人 保健施設	介護老人保健施設	入所定員300 人以上	
介護医療 院	介護医療院		
老人福祉 施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター	1回500食 以上又は1 日1,500食以 上	【管理栄養士】 1回300食以上又 は1日750食以上 の施設は配置する 栄養士のうち1名 は管理栄養士であ るよう努める
社会福祉 施設	救護施設医療保護施設身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設、婦人保護施設、療養介護事業所、生活介護事業所（通所）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、事業所就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム		
学校	幼稚園、小・中学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、学校給食共同調理場、幼稚園型認定こども園		
児童福祉 施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、保育所型認定こども園地方裁量型認定こども園		
事業所	事業所		
寄宿舍	寄宿舍		
矯正施設	刑務所、少年刑務所、留置所、少年院、少年鑑別所		
自衛隊	自衛隊		
一般給食 センター	特定した施設に対して継続的に食事を提供する施設であって、上記施設に該当しないもの		
その他	上記施設に属さない施設		

5 栄養管理の基準

給食施設は、調理施設(厨房)の有無に関わらず、また、施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、健康増進法で規定されている栄養管理基準に従って適切な栄養管理を実施することが求められています。

健康増進法では、特定給食施設の設置者の責務において栄養管理を行うことと規定されており、健康増進法施行規則第9条にはその基準(栄養管理の基準)が示されています。

さらに、厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」(健健発第0331第2号 令和2年3月31日)に栄養管理に係る留意事項が明記されています。

【健康増進法で定められた栄養管理の基準】

厚生労働省(健康増進法施行規則第9条)で定める基準	厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」(健健発第0331号第2号 令和2年3月31日)で示された内容
<p>1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状態」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うように努める。</p>	<p>1 身体状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について</p> <p>(1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握すること。 なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。</p> <p>(2) (1) で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。</p> <p>(3) (2) で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。</p> <p>(4) (3) で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。</p> <p>(5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。</p>

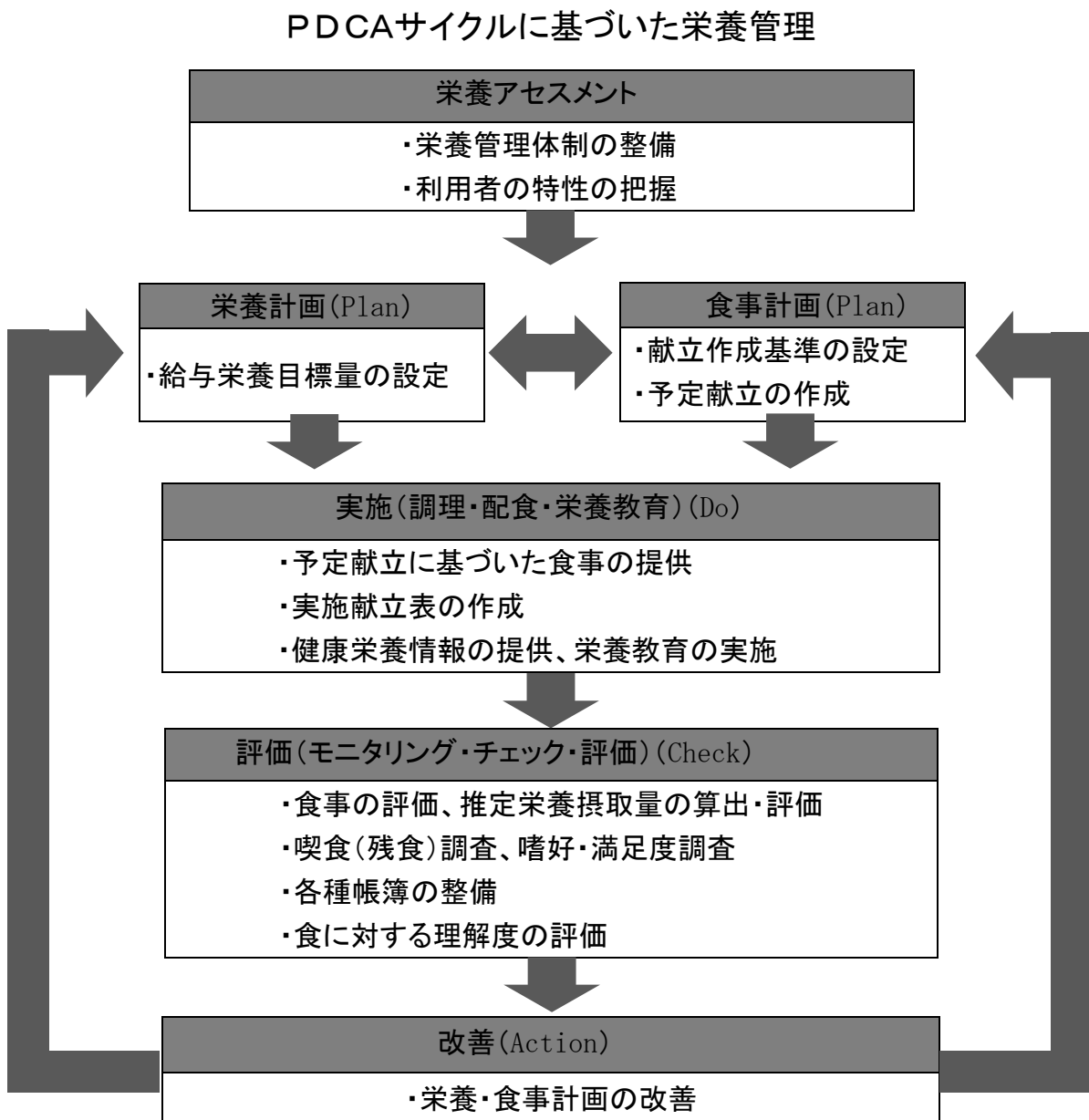
<p>2 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するように努めること。</p>	<p>2 提供する食事(給食)の献立について</p> <p>(1)給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。</p> <p>(2)複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。</p>
<p>3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。</p>	<p>3 栄養に関する情報の提供について</p> <p>(1)利用者に対して献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質及び食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。</p> <p>(2)給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めること。</p>
<p>4 献立表その他必要な帳簿類等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。</p>	<p>4 書類の整備について</p> <p>(1)献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。</p> <p>(2)委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。</p>
<p>5 衛生の管理については、食品衛生法その他関係法令の定めるところによること。</p>	<p>5 衛生管理について</p> <p>給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。</p>
	<p>第三 災害等の備え</p> <p>災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食糧の備蓄や対応方法の整備など、体制の整備に努めること。</p>

また、施設の種別によっては、他の法令等でも栄養管理に関する規定があります。関係法令等も確認してください。

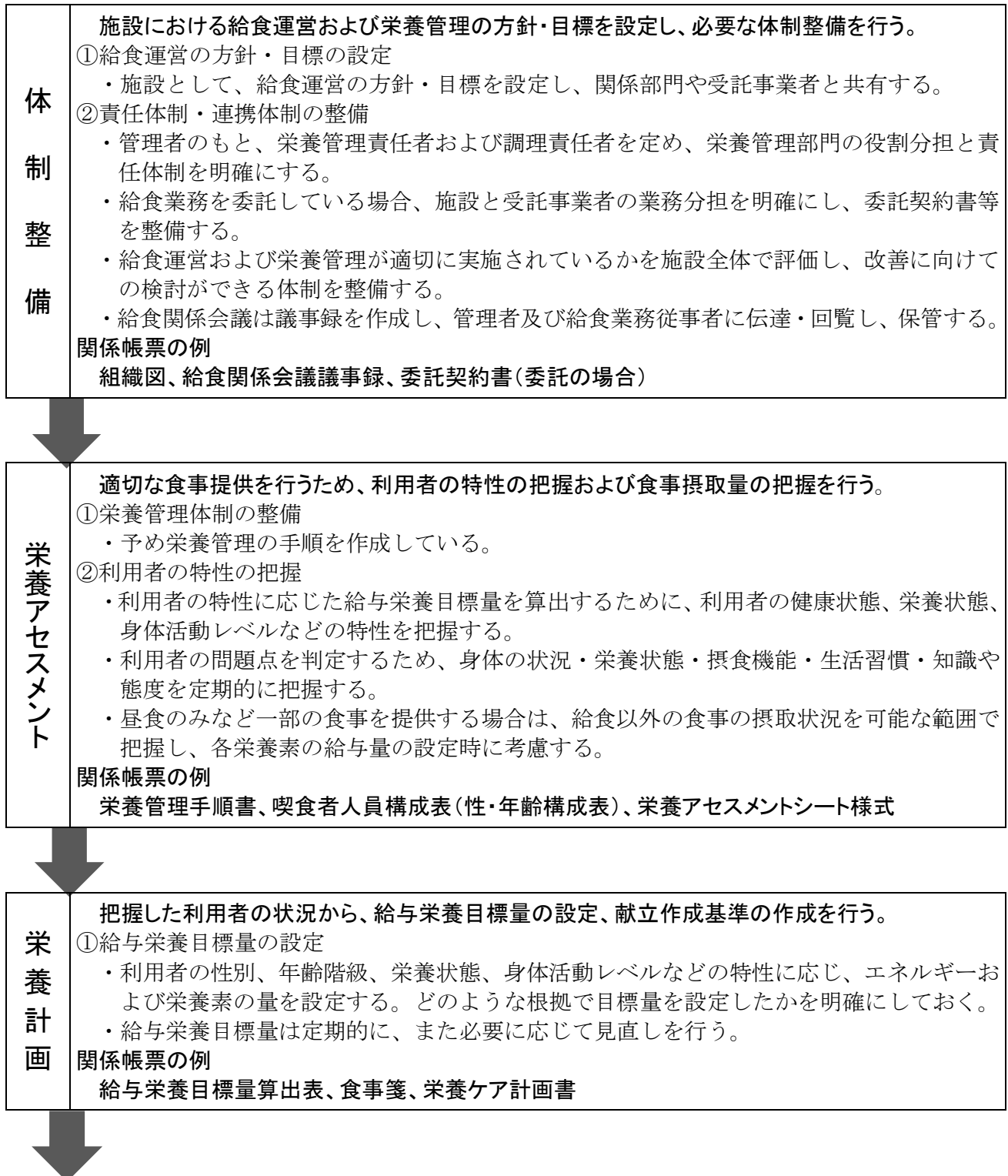
【栄養管理の流れ】

利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施していくにあたっては、給食施設においても食事摂取基準の考え方に基づき、生活習慣病の発症予防や重症化予防の観点から栄養管理を実施していくことが求められています。

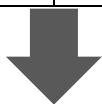
以下の図は、PDCA サイクルに基づき、「日本人の食事摂取基準2025年版」を活用した栄養管理の流れ等について示しています。よりよい給食を実施するためには、評価に基づき、利用者、給食従事者、管理者、利用者の健康管理部門等その他関係者それぞれの相互理解、協力を得ながら「改善」を行う必要があります。



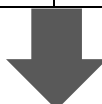
栄養管理の流れ



食 事 計 画	<p>設定した給与栄養目標量、献立作成基準に従い、献立を作成する。</p> <p>①献立作成基準（食品構成表等）の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与栄養目標量が確保できるよう、施設における献立作成基準（食事の種類や主材料、調理法、個別対応法等）を設定する。 <p>②予定献立（品質設計）の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 献立は、設備や作業手順、食材等にかかる経費を考慮する。 献立作成基準に基づいて給与栄養目標量を考慮した予定献立を作成する。 献立は、日常の摂取量を考慮した食べられる食事の形状、嗜好等に配慮して作成する。 地域性、季節性、行事などを配慮した献立内容とする。 <p>関係帳票の例 献立作成基準（食品構成表）、予定献立表</p>
----------------------------	---



実 施	<p>食事計画に基づき実施する。</p> <p>①予定献立に基づいた食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 献立と実際に提供する食事が適合するよう、調理・配食等を行う。 <p>②実施献立表の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定献立から食材や使用量に変更が生じた時は、変更内容を記録し、実施献立とする。 変更内容に応じ、提供栄養量（実給与栄養量、推定栄養摂取量）の算出を行い、栄養・食事計画の見直しに反映させる。 <p>③健康・栄養情報の提供、栄養教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に対して、熱量・たんぱく質・食塩等の栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報提供を行う。 利用者が正しい食習慣を身に着け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得できるよう、施設の実情に応じて知識の普及に取り組む。 <p>関係帳票の例 実施献立表、食数管理表、作業指示書、検食簿、事前掲示用献立表、栄養成分表示、栄養教育一件、栄養食事相談記録簿</p>
----------------	---



評 価 ・ 改 善	<p>給食会議などを活用し、関係各部門と連携を図りながら、給食運営や栄養管理について、施設全体で評価し、改善に取り組む。</p> <p>①提供した食事の評価、推定栄養摂取量（実給与栄養量）の算出・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の特性に応じて利用者一人一人の摂取量の把握又は、集団全体の残食量として料理別の残食量を把握する等により、推定栄養摂取量を算出し、設定した給与栄養目標量どおりに食事提供されたか評価する。 提供した食事が、量・質・嗜好面・衛生面等から適当であったかを評価する。 <p>②栄養・食事計画の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ①により、栄養・食事計画についての課題を明確にし、改善方法を検討する。 <p>③各種帳簿の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食経営管理に関する業務内容が評価できる帳簿を適宜作成し、整備・保管する。 <p>関係帳票の例 喫食（残食）調査、栄養ケアモニタリング様式、検食簿、嗜好調査・満足度調査、健康診査結果、成長曲線、栄養月報（給与栄養量表）、</p>
----------------------------------	--

6 健康増進法に係る義務違反について (健康増進法第23条)

健康増進法では特定給食施設の栄養管理や管理栄養士の配置義務への違反に対し、その施設の設置者へ罰則が適用されることがあります。

【給食施設の届出義務に違反した場合】

給食施設が健康増進法に基づく届け出、報告を怠った場合は、義務違反が生じます。

【栄養管理基準に違反した場合】

知事は、適切な栄養管理を行わない特定給食施設に対して、勧告を行うことができます。

さらに、正当な理由がなく、勧告に係る措置を取らない施設に対して措置命令を行うことができます。命令に違反した場合は、給食施設設置者に対する罰則(50万円以下の罰金)が適用されることがあります。

また、栄養管理の実施を確保するために必要が認められる場合、報告を求めることや、栄養指導員による立入検査を実施することができます。報告や立入検査の拒否・妨害、虚偽の報告・答弁をした場合は、給食施設設置者に対する罰則(30万円以下の罰金)が適用されることがあります。

【管理栄養士の配置義務に違反した場合】

知事は、管理栄養士の配置義務があるにもかかわらず配置しない等の特定給食施設に対して、勧告を行うことができます。

さらに、正当な理由がなく、勧告に係る措置を取らない施設に対して措置命令を行うことができます。命令に違反した場合は、給食施設設置者に対する罰則(50万円以下の罰金)が適用されることがあります。

また、栄養管理の実施を確保するために必要が認められる場合、報告を求めたり、栄養指導員による立入検査を実施することができます。報告や立入検査の拒否・妨害、虚偽の報告・答弁をした場合は、給食施設設置者に対する罰則(30万円以下の罰金)が適用されることがあります。

(参考) 給食施設の設置者について

健康増進法における給食施設の栄養管理に関する義務は、当該施設の設置者に義務付けられており、設置者とは、当該施設を設置した最高責任者とします。(例: 病院の理事長、事業所の代表取締役社長等)

7 栄養指導員による給食施設指導・支援

栄養指導員は、健康増進法第19条の規定により、知事が医師または管理栄養士の資格を有する保健所の職員を任命します。栄養指導員は、同法18条第1項第2号に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行います。

【個別指導・支援】

○実地調査及び指導・支援

栄養指導員が施設に出向き、提出された栄養管理状況報告書の内容や帳票類、給食実施状況を確認します。

なお、改善が見られない場合は同法第22条、第23条、第24条に基づき指導及び助言、勧告及び命令、立入検査等を行うことがあります。

○栄養管理状況報告書の還元と指導・支援

山口県特定給食施設等指導実施要領(第5条)により提出された栄養管理状況報告書をまとめ、各施設に結果を還元するとともに、栄養管理に必要な指導及び支援を行います。

○その他の個別支援

栄養士未配置施設で適切な栄養管理が実施できていない施設に対し、栄養管理の具体的な方法等について、個別支援を行うことがあります。また、管理栄養士・栄養士配置施設においても、必要や希望に応じて個別支援を行います。

その他、給食施設からの電話や来所による相談・問合せは、施設所在地を管轄する保健所(健康福祉センター)が対応します。

【集団指導・支援】

年間を通じて計画的に行う個別指導(巡回指導等)とともに、必要に応じて集団指導・支援を実施します。

※ 栄養指導員が行う実施調査及び指導・支援で使用する給食施設別チェック票は、下記ホームページ上に掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/19176.html>

8 衛生管理について

食事の提供において、提供する食べ物が衛生的で安全であることは大前提となります。

食事提供を安全に行うためには、施設の管理と、食品及び器具の衛生的な取り扱い並びに従業員の健康管理と衛生教育が必要であり、調理に従事する者一人一人がそれぞれの役割を認識し、自主的な衛生管理の視点にたつて業務を遂行することが重要です。

特定給食施設等における食中毒を予防するために、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項を示した大量調理施設衛生管理マニュアル(以下、「大量調理マニュアル」とする。)が作成されています。

大量調理マニュアルは、同一食材を使用し1回300食以上1日750食以上を提供する調理施設に適用されるものですが、食中毒を予防するため、この要件に該当しない施設においてもマニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理を行ってください。

また、食品を取り扱う関係者が健康に留意し、衛生に関する知識を持ち、食品を衛生的に取り扱うことが大事です。

【衛生に関する情報・参考資料】

- 食の安心総合情報ホームページ: 山口県生活衛生課
- 大量調理施設衛生管理マニュアル: 厚生労働省 (最終改正: 平成29年6月16日)
- 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について: 厚生労働省
(最終改正: 令和4年2月7日)
- 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル: 文部科学省
- 学校給食衛生管理基準: 文部科学省

9 危機管理 食中毒・感染症発生時や災害時への備えについて

食中毒の発生により施設での調理ができない場合や、災害が発生し、ライフラインの寸断や施設の崩壊など通常の給食提供が困難な状況になった場合においても、利用者への継続的な給食提供や、栄養管理基準に沿った栄養管理を実施することが求められます。

施設の特性から非常災害時に想定される状況に合わせて、対応方法をあらかじめ決定しておくことが重要です。

(1) 食中毒・感染症発生時への備え

食中毒(疑いを含む)や感染症が発生した場合は、被害の拡大と再発防止及び原因究明のための迅速な対応を行うことが必要であると同時に、特に入所施設においては、利用者への食事の提供をどのように継続するか(備蓄食品の提供や、外部からの弁当または系列施設からの給食の搬入など)、事前に対応方法を検討しておく必要があります。

そのため、施設全体で話し合う機会を設け、事故(食中毒等)時対策マニュアル等を作成しておくことが重要です。

(2) 災害時への備え

特定給食施設等においては、災害に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めることとされていることから、地域特性や施設の立地条件、利用者の特性に十分に合わせた対策を施設全体で検討し、実働できる体制を整えておく必要があります。

平常時より、想定される災害規模に応じた非常災害時対策マニュアルを作成し、備蓄食品等の整備、給食関係職員の連絡調整・人材確保、給食運営及び栄養管理の体制整備、衛生面への配慮等の対策が必要です。

また、施設全体での研修や訓練を実施し、対応を身に付け、災害の発生に備えるとともに、マニュアルの再検討や備蓄食品、体制等の見直しも適宜行います。

大規模災害発生に備え、平常時から相互支援関係にある施設、近隣施設、行政機関等の連絡体制の整備を図ることも重要です。

【危機管理に関する情報・参考資料】

- 特定給食施設における非常・災害時対策チェックリスト:宮城県
- 新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン:新潟県
- 新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン—実践編—:新潟県
- 平成25年度保育科学研究
保育所における災害時対応マニュアル—給食編—:(公社)日本栄養士会

お問い合わせ先

施設所在 市町	窓 口	住 所	TEL FAX	メールアドレス
岩 国 市 和 木 町	岩 国 健康福祉センター (岩国環境保健所)	岩国市三笠町 一丁目1-1	(0827)29-1523 (0827)29-1594	a13214 @pref.yamaguchi.lg.jp
柳 井 市 周防大島町 上 関 町 田 布 施 町 平 生 町	柳 井 健康福祉センター (柳井環境保健所)	柳井市南町 三丁目9-3	(0820)22-3631 (0820)22-7286	a13216 @pref.yamaguchi.lg.jp
下 松 市 光 市 周 南 市	周 南 健康福祉センター (周南環境保健所)	周南市毛利町 二丁目38	(0834)33-6425 (0834)33-6510	a13217 @pref.yamaguchi.lg.jp
山 口 市	山 口 健康福祉センター (山口環境保健所)	山口市吉敷下東 三丁目1-1	(083)934-2531 (083)934-2527	a13219 @pref.yamaguchi.lg.jp
防 府 市	山口健康福祉センター 防府保健部 (防府保健所)	防府市寿町7番1号 防府市役所 福祉棟1階	(0835)22-3740 (0835)22-0962	a132192 @pref.yamaguchi.lg.jp
宇 部 市 美 祢 市 山陽小野田市	宇 部 健康福祉センター (宇部環境保健所)	宇部市琴芝町 一丁目1-50	(0836)31-3202 (0836)34-4121	a13220 @pref.yamaguchi.lg.jp
長 門 市	長 門 健康福祉センター (長門環境保健所)	長門市東深川 1344-1	(0837)22-2811 (0837)22-6363	a13225 @pref.yamaguchi.lg.jp
萩 市 阿 武 町	萩 健康福祉センター (萩環境保健所)	萩市江向531-1	(0838)25-2669 (0838)26-0691	a13226 @pref.yamaguchi.lg.jp

※施設所在地が下関市内の場合は、下関市立下関保健所(生活衛生課:083-231-1540)へ
お問い合わせください。

参考資料

- ✚ 健康増進法
 - ✚ 山口県健康増進法施行細則
 - ✚ 山口県特定給食施設等指導要綱
 - ✚ 山口県特定給食施設等指導実施要項
 - ✚ 健康やまぐち21計画(第3次)
 - ✚ 日本人の食事摂取基準(2025年版)
 - ✚ 「日本人の食事摂取基準」活用検討会報告書
 - ✚ 給食施設のための栄養管理の手引き 2022年改訂版(横浜市健康福祉局)
 - ✚ 給食施設における栄養管理の手引き(奈良県)
 - ✚ 給食施設等が行う届出・報告書作成の手引き(沖縄県)
 - ✚ 健康危機管理時の栄養・食生活支援メイキングガイドライン(財団法人日本公衆衛生協会)
-

特定給食施設等における栄養管理の手引き

平成27年3月 作成

平成29年3月 改訂

令和 7年3月 改訂

山口県健康福祉部健康増進課

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL:083-933-2950 FAX:083-933-2969